

# 一般財団法人福島県農協役職員共助会 共助会総合保険普通保険約款

## 第一章 総則

第1条(用語の定義)

## 第二章 保険金の支払事由

第2条(保険金の支払事由、被保険者、保険金額)

第3条(免責事由)

第4条(保険金の受取人)

第5条(保険金の削減支払)

## 第三章 保険契約の締結等

第6条(責任開始及び契約日)

第7条(保険期間)

第8条(保険証券)

## 第四章 保険料の払込、猶予期間、保険契約の失効および保険料払込の免除

第9条(保険料の払込、払込期日及び払込方法)

第10条(保険料払込猶予期間)

第11条(保険契約の失効)

第12条(保険料払込の免除)

## 第五章 保険契約の更新

第13条(保険契約の更新)

## 第六章 保険料の増額又は保険金の減額

第14条(更新時における保険料の増額又は保険金の減額)

第15条(保険期間中の保険料の増額又は保険金の減額)

## 第七章 保険契約の取消、無効、解除

第16条(詐欺による取消)

第17条(不法取得目的による無効)

第18条(重大事由による解除)

## 第八章 保険金の請求および支払時期等

第19条(保険金の請求および支払時期等)

## 第九章 解約および解約返戻金

第20条(解約)

第21条(解約返戻金)

## 第十章 保険契約の消滅及び未経過保険料の返還

第22条(保険契約の消滅)

第23条(保険契約が消滅した場合の未経過保険料等の返還)

## 第十一章 契約者配当

第24条(契約者配当金)

第十二章 契約者会員の通知義務

第25条(通知義務)

第十三章 その他の事項

第26条(保険料又は保険金の額の見直し)

第27条(時効)

第28条(管轄裁判所)

## 第一章 総則

### 第1条(用語の定義)

本約款における用語の定義は、本約款に別に定められるものほか、それぞれ次の各号のとおりします。

#### (1) 当会

一般財団法人福島県農協役職員共助会をいいます。

#### (2) 事業所

契約者会員が所属する団体をいいます。

#### (3) 契約者会員

共助会総合保険の契約を申し込んだ者をいいます。

#### (4) 被保険者会員

共助会総合保険の給付金を受ける事が出来る者をいいます。

#### (5) 配偶者

契約者会員の配偶者をいいます。

## 第二章 保険金の支払事由

### 第2条(保険金の支払事由、被保険者、保険金額)

号	保険金及び 給付金の種類	被保険者 (保険の目的)	支払事由	保険金額
1	医療給付金	契約者会員、 契約者会員の被 扶養者(1親等以 内)	契約者会員又は契約者会 員の被扶養者が医療機関を 受診し、保険診療に該当す る医療費の支払いが発生し たとき。	医療機関へ支払った医療費から 規程で定める一部負担額を差し 引いた額。 (保険調剤薬局へ支払った薬代に ついては、一部負担額を差し引か ない。) 但し、インフルエンザ予防接種代 は、給付上限を2,000円までとし、 一部負担額を差し引かない。
2	療養給付金	契約者会員	契約者会員が病気又は負 傷し、連續して30日以上就 業出来ないとき。	10,000円。 (1年に1回限りとします。)
3	結婚給付金	契約者会員	契約者会員が、結婚したと き。 但し、退職後1ヶ月以内の結 婚であっても支払うものとし ます。	20,000円。
4	出産給付金	契約者会員	子が生まれたとき。	20,000円 (子1人につき)
5	死亡給付金	契約者会員 契約者会員の配 偶者 (但し被扶養となっ ている配偶者に限 ります)	契約者会員又は、被扶養と なっている配偶者が死亡し たとき。	保険契約締結10年以上での死亡 50,000円 保険契約締結10年未満での死亡 30,000円 配偶者:20,000円

### 第3条(免責事由)

当会は、次の各号に該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 契約者会員、被保険者会員又は保険金受取人が、保険金請求その他に關し、不正の事実があつたとき。

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動。

2 第2条第1項第1号から第5号の保険金の支払事由が生じた際に、契約者会員、被保険者会員又は保険

金受取人の故意によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- 3 公費負担又は、助成制度に該当した場合は、該当する金額を差し引いて支払います。

#### 第4条(保険金の請求権者及び受取人)

この保険契約の保険金の受取人は、被保険者会員とします。

- 2 被保険者会員が死亡した場合の第2条第1項第5号(死亡給付金)の受取人は、その遺族とし、遺族の範囲及び順位は配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟、姉妹、その他とします。
- 3 契約者会員が、保険金を請求出来ない事情がある場合には、契約者会員の配偶者又は被扶養者を契約者会員の代理人として保険金を請求出来るものとします。なお、契約者会員の配偶者又は被扶養者も保険金を請求出来ない事情がある場合は、3親等以内の親族を契約者会員の代理人として保険金を請求出来るものとします。

#### 第5条(保険金の削減支払)

第2条(保険金の支払事由、被保険者、保険金額)の規定にかかわらず、地震・噴火・津波、原子力事故・放射能汚染、感染症および船舶・航空機事故などにより保険金支払事由が一時に多数発生し、当該保険事故による保険金を全額支払うとした場合に、当会の収支状況を著しく悪化させると認められるときは、当会は、該当する保険金の全部又は一部を削減して支払うことがあります。

- 2 保険金を削減して支払うときは、当会は、保険金の受取人に通知します。

### 第三章 保険契約の締結等

#### 第6条(責任開始及び契約日)

当会所定の申込書を当会が受領し、申込について当会が承諾した場合には、承諾した日から保険契約上の責任を負います。

- 2 前項により当会の責任が開始される日を契約日とします。

#### 第7条(保険期間)

この保険の保険期間は、4月1日又は、第13条に定める更新日から翌年の3月31日までの1年間とします。

- 2 前項の規定にかかわらず、申込日が4月2日以降である契約者会員の最初の保険期間は、申込日の属する月の翌月1日を契約日とし、契約日からその後に最初に到来する3月31日までの期間とします。

#### 第8条(保険証券)

当会は、保険契約を締結した場合、契約者会員からの求めに応じ、遅滞なく、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を契約者会員に交付します。

- (1) 当会の名称及び住所
- (2) 契約者会員の氏名
- (3) 被保険者会員の氏名その他の被保険者会員を特定するために必要な事項
- (4) 保険金受取人の氏名又は保険金受取人を特定するために必要な事項
- (5) 保険金の種類及び保険金額。
- (6) 支払事由
- (7) 保険期間
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 保険契約を締結した年月日
- (10) 保険証券を作成した年月日

### 第四章 保険料の払込、猶予期間、保険契約の失効および保険料払込の免除

#### 第9条(保険料の払込、払込期日及び払込方法)

契約者会員からの保険料払込は月払いのみとし、給料を支給する事業所を経由して、毎月の給料から控除されて支払うものとします。払い込まれた月払保険料は、その月の1日から末日までの1ヶ月間の期間に対応する分とします。給料から保険料が控除されなかった場合は、当会は該当する契約者会員に通知し、当会が指定する期日(以下、「払込期日」という。)に並びに金融機関の口座に振り込むものとします。

#### 第10条(保険料払込猶予期間)

この保険における保険料払込猶予期間はありませんが、巨大災害等により保険料払込が困難であると当会が認めた場合は、保険料払込猶予期間をその都度設定します。その場合、保険料払込猶予期間中に生じ

た第2条の支払については、支払うものとします。

#### 第11条(保険契約の失効)

保険料を払込期日までに払い込まなかつた場合は、保険契約は失効します。

#### 第12条(保険料払込の免除)

契約者会員が育児休業のため、無給になった月又は、当会が保険料免除の届出を受理した月のいずれか遅い方から、育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間については、保険料払込を免除します。

2 契約者会員が病気治療のため、無給になった月又は、当会が保険料免除の届出を受理した月のいずれか遅い方から復職した日の属する月の前月までの期間については、保険料払込を免除します。

3 前1項における保険料払込の免除の期間中は第2条第1項第1号に掲げる医療給付金の支払事由が発生しても、当会は医療給付金を支払いません。

4 前各号の他、理事会で定める事由により、保険料の払込免除をすることができるものとします。

### 第五章 保険契約の更新

#### 第13条(保険契約の更新)

この保険契約は保険期間の満了日の翌日に更新されるものとします。

2 保険期間が満了する際に、契約者会員又は当会が更新しない旨の意思表示をしない限り、更新するものとします。

3 更新後の保険契約については、更新日におけるこの保険の本約款が適用されるものとします。

### 第六章 保険料の増額又は保険金の減額

#### 第14条(更新時における保険料の増額又は保険金の減額)

前条の規定にかかわらず、当会は、その業務又は財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険契約の更新に際して、主務官庁の認可を得て次の変更(以下、この条において「契約条件の変更等」といいます。)を行うことがあります。

(1)保険料を増額し又は保険金額を減額すること。

(2)保険契約の更新を行わないこと。

2 前項に定める契約条件の変更を行う場合、当会は、契約条件の変更等の内容につき、特別の事情がある場合を除き、主務官庁の認可を取得したのち、ただちに契約者会員に通知します。

#### 第15条(保険期間中の保険料の増額又は保険金の減額)

当会は、その業務又は財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当会の定めるところにより主務官庁の認可を得て保険料を増額し、又は保険金額を減額する変更を行うことがあります。

2 前項に定める契約条件の変更を行う場合、当会は、契約条件の変更の内容につき、特別の事情がある場合を除き、主務官庁の認可を取得したのち、ただちに契約者会員に通知します。

### 第七章 保険契約の取消、無効、解除

#### 第16条(詐欺による取消)

契約者会員、被保険者会員又は保険金受取人の詐欺により保険契約を締結したときには、当会は保険契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。

#### 第17条(不法取得目的による無効)

契約者会員が保険金を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的で保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。

#### 第18条(重大事由による解除)

次の各号のいずれかに該当した場合、当会は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

(1)契約者会員、被保険者会員又は保険金受取人が保険金(他の保険契約の保険金等を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下本条において同様とします。)を詐取する目的又は他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合

(2)保険金の請求に関し、契約者会員、被保険者会員又は保険金受取人に詐欺行為があつた場合

- (3)その他保険契約を継続することを期待し得ない前2号と同等の事由がある場合
- 2 保険金の支払事由が生じた後でも、当会は前項の解除を行うことができるものとします。この場合、当会は保険金を支払いません。また、当会がすでに保険金を支払っていたときは、当会は支払った保険金の全額について、返還を請求することができるものとします。

## 第八章 保険金の請求および支払時期等

### 第19条(保険金の請求および支払時期等)

- 当会は、別表1に定める保険金請求に関する書類が当会に到着した日の翌日から起算して60日以内に、当会が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。
- 2 前項の確認をするため、特別な照会又は調査(弁護士、警察、消防、検察等の専門機関)が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当会は、別表1に定める書類が当会社に到着した日の翌日から起算して90日以内に保険金を支払います。この場合において、当会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者会員又は保険金受取人に対して通知するものとします。
- 3 第1項又は2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者会員、被保険者会員又は保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合(必要な協力をを行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、前各項の期間に算入しないものとします。
- 4 当会は、第1項又は第2項に規定した期日を超えて保険金を支払う場合には、その期日の翌日から当会所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金を支払います。

## 第九章 解約および解約返戻金

### 第20条(解約)

契約者会員は、いつでも、将来に向かって保険契約を解約することができます。

- 2 契約者会員が本条の請求をするときは、当会所定の書類を当会に提出することを要します。

### 第21条(解約返戻金)

この保険は保険料月払いであるため、解約返戻金は発生しません。

## 第十章 保険契約の消滅及び未経過保険料等の返還

### 第22条(保険契約の消滅)

この保険契約は、次の各号に該当する場合に消滅し、当該各号に定める日をもって滅日とします。

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| (1) 保険契約の失効   | 保険料払込期日の翌日        |
| (2) 重大事由による解除 | 重大事由解除による解除通知の到達日 |
| (3) 保険契約の解約   | 解約日               |
| (4) 契約者会員の死亡  | 死亡年月日             |
| (5) 契約者会員の退職  | 退職日               |

### 第23条(保険契約が消滅した場合の未経過保険料等の返還)

この保険契約は、保険料を月払い納めるものであるため、保険契約が消滅した場合の未経過保険料の返還はありません。

## 第十一章 契約者配当

### 第24条(契約者配当金)

この保険契約には、契約者配当金はありません。

## 第十二章 契約者会員の通知義務

### 第25条(通知義務)

契約者会員は保険契約の内容に変更があったときは、すみやかに当会に通知するものとします。

## 第十三章 その他の事項

### 第26条(保険料又は保険金の額の見直し)

当会は、将来にわたって保険財務の健全性を維持することができるよう、保険料又は保険金額の妥当性につき検証を行います。

- 2 前項に定める検証の結果、当会が保険料又は保険金額の見直しを行う場合には、当会は、理事会決議を取得し、主務官庁の認可取得後ただちに、契約者会員に通知します。

## 第27条(時効)

保険金、解約返戻金、保険料の返還およびその他この保険に関する一切の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して、給付金種類ごとに定める次の各号の期間これを行わないときは、当該期間の経過をもって自動的に消滅します。

- (1) 第2条第1号・第2号・第5号の給付金: 3年間
- (2) 第2条第3号・第4号の給付金: 6ヶ月間

## 第28条(管轄裁判所)

この保険契約における保険金の請求その他この保険に関する一切の訴訟については、当会の主たる事務所の所在地又は保険金の受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

(別表1)保険金等請求書類

保険金の種類	請求に必要な書類
医療給付金	医療給付金請求書 医療機関の領収書 但し、インフルエンザ予防接種代の請求には、インフルエンザ予防接種代給付金請求書にインフルエンザ予防接種代とわかる領収書を添付して請求するものとします。
療養給付金	共助会給付金請求書 診断書の写し
結婚給付金	共助会給付金請求書 戸籍抄本又は婚姻届受理証明書の写し
出産給付金	共助会給付金請求書 健康保険証又は母子手帳の写し
死亡給付金	死亡診断書の写し、又は除籍謄本の写し

## 附 則

本約款は、行政庁の認可日、又は令和7年4月1日のいずれか遅い日から施行する。